生駒市議会議長 中 谷 尚 敬 様

議会運営委員会委員長 井 上 充 生

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成25年10月17日(木)~18日(金)
- 2 派遣場所 千葉県流山市議会及び東京都文京区議会
- 3 事 件 (1) I C T 推進基本計画について
 - (2) 議会基本条例の検証及び見直しについて
 - (3) 文京区議会地震等災害対策本部設置要綱について
 - (4) 同要綱に基づく運用訓練について
- 4 派遣委員 井上充生、下村晴意、山田正弘、白本和久、塩見牧子、 浜田佳資、竹内ひろみ、山田弘己、西山洋竜、山田耕三
- 5 概 要 別紙のとおり

千葉県流山市 平成25年10月17日 午後2時から午後3時30分

視察項目

- 1 ICT推進基本計画について
- 2 議会基本条例の検証及び見直しについて

視察の目的

流山市議会は、「市民に開かれた市議会」の実現を図ることを目的とし、議会のオープン化(透明、参加、協働)に向けて、ICT(情報通信技術)を積極的に活用していることから、より一層「開かれた議会」を目指す当市議会においても、ICTの活用事例を学ぶことによって、今後の導入検討の参考とするために、視察を実施した。

また、議会基本条例の検証及び見直しについては、現在、当市議会では基本条例策定に向けて協議中ではあるものの、策定後の検証及び見直し作業については、重要な課題であると位置付けていることから、今後の条例制定及び運用を見据えて、視察を実施した。

1 ICT推進基本計画について

流山市議会では、平成21年3月に「流山市議会基本条例」が制定され、同条例に基づく、市民に開かれた市議会の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術(ICT)の推進を求める決議を全会一致で可決した。その決議を具体的に推進するため「流山市議会ICT推進基本計画」が策定された。

基本計画の策定に当たっては、ユーストリーム等を活用し、2名の外部アドバイザーとのリアルタイムによる協議手法も取り入れられた。

(1) 基本フレーム

当該計画の具現化に当たっては、市民へ最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り、議会及び議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進するとともに、市民との意見交換などを積極的に活用し、議会のオープン化を実現することとし、次の4点が基本事項とされている。

- ① 最新の議会情報を、分かり易く提供する。
- ② 議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- ③ 議会活動の積極的展開を図る。
- ④ 事務の合理化・効率化を進める。

(2) 事業の展開

- 1【ソフト面での計画事業】
 - ① 市民との情報共有の拡充

ア 本会議のインターネット (ライブ&録画) 中継の改善

- 内容・録画のインターフェイスの見直し。
 - ・画質向上の見直し。
 - ・議事録と録画の連携。

イ 委員会のインターネット (ライブ&録画) 中継

- 内容・常任委員会、特別委員会へのライブ中継の実施。
 - ・議事録と録画の連携(議会ホームページリンク)。
- ウ 議会ツイッター公式アカウントの取得(平成22年5月から取得)
- エ 一般質問時のプレゼンテーションツールの利用
- オ 議会ホームページの充実(※平成24年2月実施)
- 内容・インターネット (ライブ&録画) 中継を行う委員会等の会議資料を事前にWebサイトを通じて、市民に公開する。
 - ・独自ドメイン取得。
 - 会派のWebサイトを作成。
 - ・議員全員がWebサイトを持つ支援体制の確立。
 - 議員個人のWebサイトへのリンク。
- カ 「ヤフーカレンダー」や「グーグルカレンダー」などの活用による議会日程の公表。
- キ 会派代表者会議のインターネットによる公開。
- ク 全員協議会のインターネットによる公開。
- ケ 議会報告会のインターネットによる公開。
- コ 議会中継を見る日キャンペーンの実施。

② 市民参加による議会運営

- ア 会議を傍聴した市民又は、報告会に参加した市民、あるいはイン ターネットで会議を視聴した市民からの意見を議会ホームページに 公表し、議会運営に反映させる。
- イーインターネットによる議会アンケートの実施。
- ウ 議員と市民のツイッターやチャットによるリアルタイム意見交換。

③ 議員の情報活用能力及び活用環境の向上

- ア インターネットを利用した情報収集・発信力の向上。
- イ 新聞記事検索データベースの活用。
- ウ 会議録検索システム導入。
- エ 先例集、市例規、会議録(本会議、委員会)索引、意見書・決議 索引、図書室蔵書索引、議会保存の市長部局で作成した各種計画書 等資料の索引等の電子化を図る。

④ 議会内のペーパーレス化を促進

- ア 会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化。
- イ 発言通告書を電子化。(議員による選択制)
- ウ 予算書・決算書の電子化。
- エ 予算・決算資料の電子化。
- オー会議録の電子化。
- カ 議案書の電子化。
- キ 委員会室におけるパソコン&プロジェクターの活用。
- クー予算要望の電子化。
- ケー予算・決算の指摘要望事項の電子化。
- コ 議員履歴の電子化。
- サ 報酬明細の電子化。
- シ 議会からの資料要求に対する執行部からの提出資料の電子化。

2【ハード面での計画事業】

- ① 議会内LANの構築
 - ア 本会議場。 (平成22年9月より実施済)
 - イ 議事堂。
- ② 機器及びシステムの整備
 - ア スマートフォンを全議員に配布及びその積極的活用を図る。
 - イ 電子採決システムの改善。
 - ウ 議案書等の電子化を図るため、情報端末を全議員に配布する。
 - エ プリンター及びスキャナーを各会派に配備(※平成24年4月~ 実施)又は、議会内LANの整備により、コピー機をオールインワン型にグレードアップする。ID毎に誰がいつどんな内容のものを 印刷したか記録できるようにしておく
 - オ 議場におけるプレゼンテーションツールの整備

3【その他】

① 計画の実施に当たっては、適切なセキュリティ対策を講じるものとする。

4【財源措置と計画の見直し】

- ① 予算を伴う計画については、流山市議会基本条例第12条の規定に 基づき、議会が主体的に協議し、要望していくものとする。
- ② 情報通信技術の発達を踏まえ、常に時代に適合した事業の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

◎委員の意見

■ ICT推進基本計画について

- ・ 基本条例制定後に、情報発信とICT(情報通信技術)の推進を求める決議を全会一致によって行っていることからも、全議員の情報発信に対する必要性の強さが伺えるとともに、推進手段として、会派や議員の世代を超えた意識が、ここまで流山市議会を動かし、今日の成果につながっているのであろうと思われる。
- ・ ICTの推進については、全国的に苦手意識を示すベテラン議員の 強い抵抗があるため、なかなか情報通信技術を駆使した情報発信がで きないという意見を聞く中、流山市議会においては、推進派議員によ るリーダーシップと、他の議員の強い意識があったことも、今日の成 果の要因と考えられる。
- ・ 平成21年3月に制定された「議会基本条例」に基づく決議に始まり、ICT推進基本計画を策定してから、実に3年の間で様々なツールを使い、議会の情報を発信している例は、全国的にあまり見ない。市民に開かれた議会の実現に向けた日々の研究と、議員の強い意思が推進された要因の一つであると考える。
- ・ 議会改革度ランキング調査で全国1位となり、確かに色々な新しい取組が されており、ハード面での議会改革は1位であると思われるが、今後、更に 推進していく上で、ソフト面である議員一人ひとりの更なる向上心が大切に なってくると思う。
- ・ ペーパーレス、迅速な資料検索のためにもICT機器の導入は積極的に検 討すべきであると考える。その際、審査の妨げとならないよう、どのような 機種を認めるか、どこまでの機能の使用を認めるかについては、事前に十分 議論し、使用基準を規定しておく必要がある。

- ・ 質問におけるプレゼンについては、あくまで質問をすることが目的である ので、その目的を見失わない範囲において、視覚に訴えたほうが執行部との 情報共有を図りやすく、傍聴者にとってもわかりやすいのであれば、使用で きるよう検討すべきであると考える。
- ・ インターネット中継する本会議での一般質問を、言語の伝達だけではなく 映像にも工夫を凝らし、プロジェクターを活用した情報の提供がなされている。また、議事録にはその映像のコピーを添付することにより市民がネット 検索にて閲覧し文章だけではなく図画での確認が出来ることは、分かりやすい開かれた議会の取組の一つであると考えられる。
- ・ 一般質問において、従来の通告書に加え、質問時の内容説明として 多岐に渡る資料を使うことは、その質問内容の理解に大いに寄与する こととなると考える。文書資料とは別に、画像資料を用いる際には、 特定の人物の写真等が掲載される資料が用いられることもあること から、個人情報保護の観点からも、事前に細心の資料確認が必要であ る。
- ・ 一般質問や委員会質疑で議員・理事者ともに充実した説明のためプロジェ クターを活用することは有意義であるし、費用的にも現在の機材を活用すれ ばさほどかからないが、その前に、資料の活用を推進する方が良い。
- ・ ユーストリームでの中継については、生駒市議会においては、本会議、 委員会とも既に中継、録画配信を実施しているので、議場等での使用の必要 はないが、市民懇談会など、議会の外で行われる議会の取組みなどについて は、行政もタウンミーティングで実施していることもあり、また高額な設備 を要するものでもないので検討されていいと考える。

- ・ 生駒市議会では、既に本議会・委員会のインターネット中継を導入 しているが、例えば流山市で実施している小型カメラを用いたユース トリームのような方式であれば予算も大幅にカットでき、本市議会に おいても検討する余地があるのではと感じた。
- ・ これは画期的な取組であると考える。ただし、流山市議会でもすでに留意点としているように、「配信環境に保障がなく、サーバー不具合等に対応が難しい」、「中継画面上に商業広告が入る」また、「ユーストリームでの環境での閲覧となるため議会公式ページとならない」等の弊害もあり、これらの課題を解決していくことが必要となると考える。
- ・ 昨年、新たな試みとして全議員にタブレットの配布が行われたが、利用状況は各議員により差があるとの事であり、タブレット配布の効果が出ていないように感じられる。議案、予算書決算書もデータと紙ベースで用意されているが、事務局からの案内は郵送とメールが混在し、個人的には事務局の手間が増えるだけではと懸念する。
- ・ 議会内ペーパーレスについては、電子化してもやはりペーパーで欲しいという議員も多く、実際には機能していないようであった。事務局が配布するペーパーはいくらか減るにしても、議員が検討などのために自宅でプリントアウトすることになれば、ペーパーの総量は減らないのではないかと思われる。
- ・ ペーパーレスについては、会議開催通知など可能な点から推進するのが良いが、どの点につきどこまで行うかは先進地の実践例をさらに調査する必要があると考える。

- ・ 採決をICTより導入することは、議会において大きな英断であったと思慮するが、元来「議会での採決」を念頭に置いて開発されていないスマートフォンを議会の採決で用いることについては、そのスマートフォン自体の機能の特性から、採決確定に至るまでの時間がその操作によっては、長くなることやこのシステム利用におけるランニングコストが高額(年間約50万円)であるとの不安要素を考えると導入については疑問である。
- 議会における電子採決は、長年の議会慣習もあることからその導入 については賛否両論があるだろうが、採決時間の短縮化やランニング コストの低減化等を踏まえて、慎重に検討をすべきである。
- ・ 議場の各議員席にスマートフォンが設置され、それによって採決が行われるが、余り大きな意義は感じられなかった。ボタン形式で、十分ではないかと思われた。
- ・ 採決システムについては、採決の賛否の把握の迅速化や傍聴者への分りやす さにおいては導入する価値は一定あるが、スマホ使用については、採決を決定 するまでの確認操作が煩雑でもあり、導入の意義は薄いと感じた。
- ・ 本会議における賛否を即時に分かりやすくする方法の導入については、流山 市のようにスマートフォンを活用するのは、費用が係る上に操作が面倒であり、 否定すべきであると感じた。

2 基本条例の検証及び見直しについて

(1) 流山市議会基本条例制定までの背景

「地方分権一括法」の施行により、自治体は自らの責任において、組織や運営に関する様々な決定を行うことになり、国と自治体の関係も、対等・協力の関係へと変化したことから、流山市議会では、このような分権時代にふさわしい議会の在り方について検討するため、平成13年には「地方分権検討協議会」を設置し、その後「地方分権特別委員会」へと発展させ、対面演壇方式の導入やインターネット中継の導入、さらには議員定数の見直し、また、政治倫理条例の制定等の具体的な改革に着手してきた。

平成19年の改選後も更なる改革項目について議論を重ねた結果、それまでの議会改革の成果を踏まえ、議会や議員の担うべき役割等を明確に示すとともに、今後の継続的な議会改革の推進並びに活性化を図るため、議会自ら、その基本となる理念や方針を定める「議会基本条例」の制定が議会改革の最優先項目として意思決定されたことから、平成21年3月に「流山市議会基本条例」が制定された。

① 議会基本条例策定特別委員会の設置制定

平成20年3月18日 議会基本条例策定特別委員会を設置

- ・特別委員会開催回数 21回(正副委員長互選含まず)
- ·特別委員会協議時間 67時間

155時間(骨子案・条例文(素案) 策定時な どの委員会運営に係る事前協議含む)

【第1回から第21回までの主な委員会活動概要】

- 年間スケジュール案について検討。
- ・専門的知見の活用について
- ・情報公開について
- ・議会基本条例策定の流れ(年間スケジュール)の決定 「シンポジウム・報告会の開催について決定。 「議会報告会の回数・場所・内容についての検討。
- ・専門的知見の活用について

- ・市民との意見交換会について検討
- ・条例に盛り込みたい項目について検討
- ・短期集中講座の開催について検討

└議会基本条例についての勉強会の開催について提案・協議

『議会基本条例集中講座を開催』

第1 「全国における議会基本条例制定の動き」

講師:早稲田大学マニフェスト研究所 研究員 草間 剛 氏

第2 「京丹後市議会基本条例」について

講師:京都府京丹後市議会 議長 大同 衛 氏

第3 「三重県議会基本条例」について

講師:三重県議会 前議長 岩名 秀樹 氏

第4 「議会のありかたと議会基本条例」について

講師:元全国市議会議長会調査広報部長 大学講師 加藤 幸雄 氏

- 議会アンケートの実施について検討
- ・シンポジウムについて (PR チラシ・プログラム内容)検討

平成20年8月21日 第11回特別委員会

・条例骨子について検討

『議会基本条例シンポジウムの開催』

当日来場者:220名(議員・スタッフを除く)

・議会基本条例報告会について検討(決定)

『議会基本条例報告会の開催』

1回目: 平成20年10月25日

当日来場者:31名(議員・スタッフを除く)

2回目: 平成20年11月15日

当日来場者:26名(議員・スタッフを除く)

・議会基本条例の成文の進め方について

※正副委員長を中心に希望参加者によりたたき台を策定することを決定。

平成21年1月16日 第19回特別委員会

- ・議会基本条例(素案)について検討
- ・全議員への説明について
- ※3月定例会における、全員協議会にて説明することを決定
 - ・議案上程スケジュールを確認

平成21年1月23日 第20回特別委員会

・議会基本条例 (素案) を決定

平成21年2月9日 全員協議会

・全議員に対する条例素案・逐条解説の説明と質疑応答

平成21年3月13日 第21回特別委員会

- 議会基本条例(案)逐条解説最終確認
- 特別委員会報告書の確認
- 議案上程理由の概略説明

平成21年第1回定例会 議案上程

・議会基本条例を制定

(2) 検証及び見直しの概要

条文それぞれに検証を行い、その検証結果により具体的運用を協議するのではなく、会派にヒアリングシートを配布し、条文の見直しや運用を見直すべきものを抽出してもらい、その結果に基づいて検証及び見直しを実施した。

検証及び見直しのヒアリングシートの内訳としては、条文見直しが8件、運用の見直しが23件、新規追加が2件であったが、条文は原文のままを基本とし、運用について再考する方針になった。検証及び見直しを実施する会議体としては、議会運営委員会で協議されたが、制定前の基本条例案を協議した「議会基本条例策定特別委員会」の委員と、検証及び見直しの協議を実施する「議会運営委員会」の委員が必ずしも同じではないことから、改めて議会基本条例の条文構成や意図について考えたことで、全ての議員が同条例に対する認識を深めた。

(3) 検証及び見直しの内容(主な見直し点)

① 議会の運営原則(第3条第1項第6号)

- ※ 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。
 - ⇒ 市民が傍聴したくなるような議会にしていくことは、議会の総意であることは前提にあるため、あえて条文には入れないことを決定し、削除する。

② 議員定数(第25条)

⇒ 改選1年前には、議員定数についての議論を行い、市民に対して議会 の考えを示すため、原文のままとするものの「議員定数特別委員会」を 設置して議論することを決定する。

③ 新規追加項目(通年議会)

⇒ 条文に追加することは見送ることとするものの、継続して協議してい くことを確認する。

④ 新規追加項目 (附属機関の設置)

⇒ 検討は時期尚早とのことで、見送ることとする。

◎委員の意見

● 議会基本条例の検証及び見直しについて

- ・ 生駒市議会の場合は、基本的に実施できていることを条文化するというスタンスで策定しているため、毎年基本条例の各条項の実施状況を検証するとともに、他議会の条項も参考にしながら、できていることは条文化していくことが必要と考える。
- ・ 見直しを行う会議体については、条例そのものを、全員協議会において全会一致を目指して策定していることからも、今後も全議員が共通認識をもって取り組めるよう、具体的な見直しの会議体としては、全員協議会が適当と思うが、会議録が残らない点が課題である。
- 基本条例の見直しについては、制定されてから4年間であるにもかかわらず、3回の改正を実施するなど積極的に条例の見直しを実行している点については見習いたい。

東京都文京区議会 平成25年10月18日 午前10時から午前11時30分

視察項目

- 1 文京区議会地震等災害対策本部設置要綱について
- 2 同要綱に基づく運用訓練について

視察の目的

文京区議会は、昭和の時代から地震等の災害時に備え、市議会としての役割を果たせるように体制整備を行うべく、災害対策本部設置要綱を策定されていることから、その危機管理意識の高さを学ぶとともに、文京区議会の運用訓練プロセスを当市議会が策定した「生駒市議会災害対策行動マニュアル」に照らし合わせながら、当市議会のマニュアルをより実効的なものにするため、視察を行う。

1 要綱策定の背景

関東地方は、地震発生頻度が高いことから、同区議会では、昭和57年10月に「防災対策調査特別委員会」が設置され、静岡県焼津市で策定されていた災害活動対策指針を参考に、同特別委員会において「文京区議会地震等災害対策本部設置要綱(案)」を作成し、議会運営委員会での協議の結果、昭和60年3月に要綱として決定された。

2 要綱の内容

文京区議会議長は、地震等の大災害により文京区災害対策本部が設置された場合に、協力するため必要と認めるときは、副議長に諮り、文京区議会内に災害対策本部を設置することができることとし、本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成される。本部長には、議長を充て、本部の事務を総括し、本部員の指揮監督を行う。また、副本部長は、副議長を充て、本部長である議長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理するものとする。本部員においては、規定する期間(災害の発生した日は「初動期」、発生日の翌日から、発生日から起算して7日目までの期間を「中期」、発生日から起算して

8日目以降の期間については、「後期」)に応じて、別に規定する職にある者を充てることとし、本部長の命を受け本部の事務に従事することとなる。

災害対策本部は、文京区の地域に係る災害が発生した場合において、情報を収集し、区対策本部と密接な連絡を取るとともに、区対策本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図り、被災地及び避難場所等の状況調査を行うことが所掌事務となるため、災害対策本部が設置された場合の本部長、副本部長及び本部員を除く文京区議会議員は、初動期において、自分が属する会派の幹事長(無所属議員にあっては議長)に対し、自らの安否及び居所又は連絡場所を明らかにすることにより、連絡体制を確立することを第一に実践する。文京区議会議員の所掌事務は、初動期においては、被災地における救出・救護活動を行い、中期においては、区議会災害対策本部及び区対策本部の情報交換に努め、被災地や避難所等における調査、情報収集及び要請事項の報告を行うとともに、被災者に対する相談及び助言を行う。

後期での本部においては、班長、副班長及び班員をもって構成する総務区民 班、厚生班、建設班及び文教班が置かれ、4常任委員会の正副委員長が班長・ 副班長となり、所掌事務に当たる

3 文京区議会地震等災害対策本部運用訓練の概要

(1) 目的

文京区議会の各議員が、議会としての役割を適切かつ確実に遂行 できるようにするため、運用訓練を実施した。

- (2) 日 時
 - 平成24年3月5日(月) 午後2時30分から5時15分まで
- (3) 対象者 原則として、全区議会議員
- (4) 場所

文京シビックセンター22階~24階外

(5) 内容

3月定例会会期中に、文京区内の最大震度「5弱」の地震が発生し、区内は、東日本大震災における実被害を想定し、議長(本部長)からの各議員に対する指示に基づく任務や行動等の訓練を実施する。 具体的な任務内容や行動内容については、本部長から指示があるものとする。

(6) 結果

発災30分後、文京区災害対策本部が設置されたことを受け、その5分後に文京区議会地震等災害対策本部が設置された。その後、第1回の災害対策本部会議が開かれ、本部員から各議員から受けた安否・居所・今後の連絡先についての報告が行われ、区災害対策本部からの方向が入り次第、第2回の会議を招集されることが確認されたことから、各控室で待機する。1時間経過後、第2回の会議が開かれ、事務局長から区災害対策本部からの報告がされ、3月定例会で会期の決定をしていることから、会期を延長するための本会議を開催することを決定し、本部長(議長)から各議員に参集の指示が出された。30分後に本会議が再開され、会期の延長を議決し、訓練を終了した。

4 文京区議会の災害に対する意識

文京区は、新潟市と災害時における業務提携を結んでいることから、防 災意識が高く、また、区民においても防災組織づくりに熱心であることが ひとつの特徴である。

議員改選により、新たな議会体制になっても、先例・申合せにより、「災害対策調査特別委員会」は必ず設置され、いかなる災害に対しても議会として調査することは、防災意識の高揚の表れである。

しかし、要綱に基づいた実質的な運用が行われていないことから、議員から区の災害対策本部との意思疎通が遅くなるのではないか、災害時は、迅速な対応が求められるにも係わらず、手続きに要する時間が遅いなどの、現行の要綱及びマニュアルの見直しをすべきとの声があがっており、平成24年に区が地域防災計画を見直しするに当たって改正する、「職員行動マ

ニュアル」に沿った要綱の見直しに着手する予定である。

◎ 委員の意見

- ・ 文京区は被災情報にもよるが、平坦な地域で徒歩でも情報提供など受ける ことが可能であるため、各議員も地域での調査活動など対策本部への連絡が 密に出来ると考えられる。
- ・ 文京区の面積は、生駒市の約5分の1の規模であるため、公共交通機関が不通となっても、全議員は各自宅から概ね1時間内外で区議会へ登庁可能である利点があり、このことから被災地区の状況確認は、各議員にとっては容易かも知れないが、夜間人口と昼間人口が大きく乖離する地域だけに、災害発生の時間帯に応じた災害対応体制が必要不可欠であると考える。
- ・ 文京区議会では、地震の頻度が高まっていることや東北大震災での経験などから、災害時に真に機能する防災体制が打ち立てられてきていると感じた。これまで災害に見舞われることの少なかった生駒市では、東南海地震の予想を聞いてもなかなか現実のものとして感じられないのが実状である。しかし、住民の命を預かる自治体としては、危機意識をもって万全の体制をとっておかねばならない。本市でも、要綱の制定を機に、災害時に実際に機能する体制づくりを進めていかねばならないと痛感した。そのためには、地域での防災訓練と合わせて運用訓練を行い、議員としての行動の確認をするなど、いざという時に役立つことができるようにする必要があると思う。また、そのような防災訓練を重ねる中で、住民の防災意識も高まると思う。
- ・ 要綱が制定されたのは、昭和60年と随分前になるが、その背景には、地震の頻度が高まっていたことがあったとのことであるが、その運用訓練は平成21年に初めて行われ、しかも安否確認のみであった。その後、平成23年3月11日の東北大震災で震度5弱の地震を経験し、より機能的な体制が考えられるようになったようであり、このことは、やはり、実際に体験してみて初めて防災意識も高まることを示しており、災害に遠いと考えている私

たちにとって教訓としなければならない。

- ・ 地震の頻発する土地柄、地域の防災体制は非常に進んでいる。町内会単位 で防災訓練が行われ、起震車での体験もある。このような防災訓練をするこ とで、住民の防災意識も高まることは確かである。
- ・ 既に生駒市で実施している内容のものが多い印象を受けたが、文京 区では関わりのある地域との文化的な交流を行なっており、その中で 相互的な防災協定を進めていくことを検討している。生駒市議会でも 災害対策本部設置要綱を策定しているものの、いつ大災害が起きても おかしくない状況下、文京区のように他地域との連携を念頭においた 対策を講じることは十分参考となった。
- ・ 要綱及び行動マニュアルについては、現実に対応した修正を行っており、 実際に使うものとの意識は大地震到来の現実味がある東京都ならではない かと思うが、運用訓練については、以前に行ったものより簡略化しており、 それで済ましていることには疑問が生じた。
- ・ 災害時の課題では、メール等の不通があげられていたため、不通を前提に 行動を組み立てることが必要であると思われる。議員の安否については、災 害が大きく安否確認が必要なときほどできないものとして、特に初日は、議 員は現場での救助活動を、議長・事務局は全体の把握と行政との連絡を優先 するようにしたほうが良いのではないかと思う。
- ・ 文京区では、徒歩50分で区内を移動することができることに対し、生駒市は南北に長く、徒歩での参集が困難で議員同士が断絶されやすいので、初動期における議会での本部設置の在り方を再検討してはどうかと考える。文京区は初動期を数日間に変更しようとしており、生駒市でもその一定の幅の中で、「できれば」での対応にすることで良いのではないかと感じた。
- ・ 実際に災害が発生してからでは行うことが限られることも想定され、災害

発生以前に防災、減災の準備を行うことが重要ではないかと考えるが、総合 危険度5の地域に居住されている渡辺議長の地域での日常活動は参考になっ た。しかし、昨年度に文京区議会が実施した総務区民委員会の東北視察の内 容がどこにも反映されていないようにも感じられたため、本市においても具 体的に検討することが必要であると考える。また、災害中期以降の取組の具 体化は状況にもよるが、委員会ごとに具体化しておくことが必要で、特に、 委員のメンバーは毎年変わるので文書化と確認が重要であると思われる。

- ・ 会議中であれば対応はしやすいが、被害の状況によっては、延会、流会もあり得る。基本的な議事処理のルールだけはあらかじめ決めておいた方がいいのではないかと思われる。また、延会、流会の対応を取らず、機動的に対応できる方法として通年議会も検討すべきである。
- ・ 安否確認は基本であるが、大災害時には電話がつながりにくく、メール機能も不全になる可能性があるので、メールとSNSの併用などの連絡手段を複数準備しておくべきである。
- ・ 生駒市議会の行動マニュアルには「自身の安否被災状況等を連絡する」と あるが、文京区で東日本大震災の際には、震度が5弱の状況の中、通電はし ていたものの、電話は不通であったとのことであるので、例えば、生駒市で 震度5弱であっても、大阪、電力供給地がそれ以上なら停電も考えられるこ とから、その場合には携帯、固定電話の通話が可能かどうかの検証をしてお かなければならないと思った。
- ・ 生駒市の場合は南北に長く、また矢田山山系が真ん中にあり起伏が激しいため、文京区のように自宅周辺から徒歩で1時間以内の招集は困難であると思われる。初動期の連絡が出来ない場合も実際考えられるので、一度想定した訓練が必要である。ただし、ライン等のSNSの通信手段は有効である可能性が高いため、インターネット電話の準備も考えるべきである。また、不通状態で議員から連絡が取れない想定では、議会事務局からの連絡手段も考慮した訓練が必要と考える。

・ 自然災害の他に、宝塚市役所放火事件のようなテロ行為的なものによる被害も想定すべきである。(市庁舎の中での安否、居場所が確認できない場合もある。)